

専決処分

◎工事変更請負契約の締結
学校施設造成工事の工期を三月二十五日まで延長するもの。
(原案承認)

条例

◎特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長の給料月額を二十二年度と同様に二十三年度も町長一〇%、副町長五%のカットを行うもの。
(原案可決)

◎牟岐町特別会計条例の一部を改正する条例

老人保健特別会計を二十二年で廃止とするもの。
(原案可決)

◎牟岐町海の総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

総合文化センターの使用料を見直すもので、冷暖房費、消費税を含めての金額とし、使用取消による違約金の規定の追加と減免規定の改正をするもので、二十三年度より施行。
(採決の結果、原案可決)

◎牟岐町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
使用料の減免規定について整理するもの。
(原案可決)

◎牟岐都市計画内妻公園の設置及び管理に関する条例



平野コミュニティセンター

例の一部を改正する条例
使用料の減免規定について整理するもの。
(原案可決)

◎牟岐町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
使用料の減免規定について整理するもの。
(原案可決)

指定管理者

◎牟岐町コミュニティセンターの指定管理者の指定
町内のコミュニティセンターの指定管理者を町内会、部落会の代表者に指定するもので、期間は平成二十八年三月三十一日までの五年間。
(原案可決)

◎喜来地区多目的集会所の指定管理者の指定
指定管理者を喜来部落会の代表者に指定するもので、期間は平成二十八年三月三十一日までの五年間。
(原案可決)

◎辺川農業構造改善センターの指定管理者の指定

指定管理者を辺川部落会の代表者に指定するもので、期間は平成二十八年三月三十一日までの五年間。
(原案可決)

◎健康管理センターの指定管理者の指定

今後の運営方針が決定するまでの三ヶ月間、引き続きエモーション株式会社を指定管理者とするもの。
(原案可決)

その他

◎牟岐町総合計画の策定
町が策定するすべての基本となる指針の計画で、平成三十二年までの十年間の基本構想と基本計画
(原案可決)

◎町道の路線変更
県営圃場整備により、町道喜来二号線の起点を変更し、延長を二百三十三m短くするもの。

(原案可決)

◎工事変更請負契約の締結
学校施設造成工事の出来高精算により請負金額を四万三千五十円減額するもの。
(原案可決)

人事

◎固定資産評価審査委員会委員の選任
現委員の杉寺實氏の再任に同意するもの。
(原案可決)

◎教育委員の任命
新たに笹田茂樹氏の任命に同意するもの。
(原案可決)

補正予算

◎二十二年出羽島簡易水道特別会計補正予算
赤字補てん分を一般会計からの繰入金二百二十万円計上し、同額の使用料収入